

審議会等の会議録

会議の名称	平成27年度第3回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成27年11月30日(月)午後3時～午後4時30分		
開催場所	座間市立総合福祉センター3階研修室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：中川正行委員、加藤興和委員、与那国明美委員、大友奉委員、島村利明委員、田中誠一委員、佐藤節子委員、城条洋子委員、鈴木八千代委員、稲垣文野委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：米澤弘明委員、野島徹委員、佐久間志保子委員、北原稔委員(市)</p> <p>福祉部長、福祉部参事兼福祉事務所長兼福祉長寿課長、主幹兼福祉総務係長、福祉長寿課2人</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	1人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市地域福祉計画(第三期)の素案について</p> <p>(2) その他</p>		
資料の名称	<p>(1) 地域福祉計画(第三期)素案</p> <p>(2) 骨子案の施策体系</p> <p>(3) 地域福祉計画素案再構成(案)</p>		
会議の内容	<p>(事務局) 平成27年度第3回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開催します。</p> <p>初めに担当部長の比留川より御挨拶を申し上げます。</p> <p>《福祉部長挨拶》</p> <p>(事務局) ありがとうございました。それでは、議事に入る前に、何点か御許可いただきたいと存じます。</p> <p>まず、座間市市民参加推進条例第12条の規定により、本会議は公開となっています。本日は傍聴者が1人おりますので、入室を御許可いただきたいと思います。</p> <p>また、本日は委託業者が入室し、委員の御意見等を取りまとめるために録音機を使用することを御許可いただきたいと思います。</p>		

以上3点につきまして、座間市市民参加推進条例施行規則第7条第2項及び第4項第2号に基づき、審議会の長の許可を受けることとされておりますので、御許可いただけますでしょうか。

(会長) 異議のある方はいらっしゃいますか。

《異議なし》

それでは、異議なしと認め、委託業者の入室と録音機の使用を許可します。

《委託業者入場》

(事務局) 委員会規則第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、本会が成立しておりますことを御報告申し上げ、議事の進行を大友会長にお願いします。

(会長) それでは、議事に移ります。円滑な議事の進行に御協力をお願いします。

「(1) 座間市地域福祉計画の素案について」、事務局から説明願います。

(事務局) まず、説明に先立ちまして、説明員の御紹介をさせていただきます。

《説明員紹介》

《福祉長寿課 資料(1)～(3)に基づき素案の概要と施策体系の再構成について説明》

- ・ 素案では、第3～5章を追加した。
- ・ 前回の指摘事項への対応について説明した。
 - (1) 認知症のケースの増加について文言を追加する。
 - (2) 地域福祉のイメージ図を新たに作成する。
 - (3) 成年後見制度については、第4章の権利擁護の充実に記載する。
 - (4) 地域包括ケアシステムのイメージ図を第4章の地域包括ケアシステムの構築に挿入する。
 - (5) 避難行動要支援者について脚注を追加し、取組の主体を「関係機関・団体」と整理した。
- ・ 施策の体系を統一的な考えの下整理した。
- ・ 第4章の実施事業の方向の中で個人、地域、行政の役割分担を明確化し、協働して実施することを前提として計画を構築した。

(会長) ここまでで、皆さんから御意見等はございますか。

(佐藤委員) シンプルでとてもわかりやすいまとめ方だと思っていま

す。

(島村委員) 16ページ、下から、「関係機関・団体と連携しながら」とありますが、こちらは別紙で対象となる機関や団体を一覧として記載する予定はあるのでしょうか。

(福祉総務係長) その予定はございません。

(会長) 前回までは個別の団体名が挙がっていましたが、「関係機関・団体」としてまとめたということですね。

私からもよろしいでしょうか。再構成案の中に「目指すべき方向性」とありますね。また、別に「施策の方向」というものがあります。少しわかりづらいのではないのでしょうか。

(福祉総務係長) 施策体系は、基本目標、基本施策、施策の方向として構成されているものです。

一方、「目指すべき方向性」というのは、施策の体系を見直すに当たって、どのような考えで整理するのかということを示したものです。こちらは、計画に記載する予定はございません。

(会長) あくまでも資料ということですね。

(福祉総務係長) そのとおりです。

(会長) 承知しました。それでは続いて、第3章から第5章までについて説明願います。

《福祉長寿課 資料(1)に基づき第3～5章について説明》

- ・ 前回の指摘事項への対応について説明した。
 - (1) 国・県との比較ができるデータは可能な限り対応する。
 - (2) 昼間人口についてグラフを追加する。
 - (3) 高齢者のみ世帯についてはデータ収集が困難なため掲載を見送る。
 - (4) 要介護度別の認定者数のグラフを追加する。
 - (5) サービス付き高齢者向け住宅については定員と合わせて掲載する。
 - (6) 保育所の入所者数と合わせて待機児童数を掲載する。
 - (7) 重複障がい児・者数はデータ抽出が困難なため掲載を見送る。
 - (8) 地区社協活動について掲載する。
 - (9) 定量的な目標についても可能な限り掲載する。
- ・ 各施策において個人、地域、行政の役割分担を明確化し、相互の取組の連携について記載した。
- ・ 二期計画に記載されていた個別的な事業については、事業名は明

示されていないが、対応する行政の役割の中に含まれる。

- ・ 基本目標 1－基本施策 2 の各施策の方向において、福祉関係の個別計画等の取組方針を定めた。

(1) 地域包括ケアシステムの構築…市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画

(2) 障がい児・者への適切な支援…市障害者計画・第四期障害福祉計画

(3) 子ども・子育て支援体制の整備…市子ども・子育て支援事業計画

(4) 生活困窮者の自立に向けた相談支援体制の充実…市生活困窮者自立支援指針

- ・ 12月18日以降から30日以上の間パブリックコメントを実施する予定。

- ・ パブリックコメントの実施結果を踏まえて、再度地域保健福祉サービス推進委員会にて審議していただく予定。

- ・ 3月中に策定する予定。

(会長) 第3章から第5章までについて御意見等はございますか。

全体としては、第二期と比べると、かなり簡潔にまとめられており、表現も分かりやすいと感じています。

(佐藤委員) 分かりやすいですね。

(会長) 逆に簡潔過ぎて、これじゃ説明不足だということはないでしょうか。

(城条委員) 51ページの行政の役割の中で「市民後見制度の活用を推進する」ということが書いてあります。市民後見制度というのは大分ハードルが高いと思いますが、ここで記載して大丈夫でしょうか。

(会長) ハードルの高いものを記載して、実効性がなければ意味がないということだと思います。いかがですか。

(福祉総務係長) 成年後見制度については、担当部局のほうで現在も取り組んでいることと認識しております。計画のスタートとともに全力疾走ができるわけではないかもしれませんが、こういった方向で推進していきたいということで書かせていただいております。

(城条委員) 分かりました。

(副会長) 社協が法人後見をスタートさせましたよね。

(城条委員) 法人と市民だと大分レベルが違ってきますね。

(副会長) ゴールは市民後見ということですね。

(会長) そこへ向かっているということですね。

他に御意見等はございますか。

(副会長) 皆さん言われているように、全体的にコンパクトにまとまっていて、入れなければいけないところはかなりしっかりと入ったので、非常に御努力をされた跡があるなと思います。

(会長) 私の方からよろしいでしょうか。

ここの36ページで、現状の一番下のところに、生活上の問題について、高齢者と障がい者の記述はありますが、妊婦や育児などの相談についても触れる必要があるのではないかと感じました。入れていただけたらいいかと思います。

続いて、39ページですが、地域サービス向上のための仕組みの推進で、「利用者と事業者が対等な関係でサービスが利用できるよう、あるいは、利用者が苦情や要望を自由に申し出ることができ」と書いてあります。しかし、肝心なことは、申し出のできない人は除外されてしまうということです。かつての措置制度でやられているときは、満遍なく拾い出してくれましたが、今は自分で申し出て契約しないといけない。そういった問題があるので、個人に対して自ら行うということ喚起する必要があるだろうと思います。

続いて、「福祉サービスを担う人材」との記載がありますが、福祉サービスの人材ばかりではなく、ボランティアも含めた福祉活動全般の福祉人材の育成、発掘も盛り込んでももらいたい。

これは施策の方向の中でしっかりと位置づけていただきたいと思います。

そして、役割分担の中で地域の役割には社協という名前が入っていて、私は大変プレッシャーを感じています。ですが、そのくらいでなければだめだと思います。

続いて、41ページの地域包括ケアシステムの構築の中では、生活支援コーディネーターを設置するとありますが、協議体について触れていませんので、是非入れていただきたい。

生活支援コーディネーターをどの様な人が担うのかということ議論するのも協議体となるのではないかと考えられます。協議体の位置づけをしっかりと論じていただきたい。

続いて、子ども・子育て支援の関係ですが、子育て関係のサロンというのは必要ないのでしょうか。今、高齢者向けのサロンについては

自治会や社協でもやっています。行政でもそういうことを推進しながら様々な講習会、懇親会も開いています。色々と相談するところを設けていますが、一つの大きなネットワークをつくりながら、サロンをいくつか設けていくようなイメージを持っています。

かつては赤ちゃんの「公園デビュー」なんて言葉がありました、近頃聞かないですね。

(稲垣委員) よろしいでしょうか。

私、子育て支援ボランティアをやっています、サニープレイス座間を利用して活動しています。子育て支援のネットワークは生涯学習課が担当しています、子育て関係の事業を現在もやっています。

各地区にいくつかありまして、月に1回とか2回とか、多いところでは毎週実施しているところもあります。

完全ではないと思いますが、そうした活動があることは御認識いただけたらと思います。

この辺りをうまく融合していった方が、取組に厚みが増すのではないかと考えています。

(副会長) あと、子育て支援センターがこの役割を担っています。市内では3カ所ですね。今、会長言われた「公園デビュー」というのは、その中でやっているの、かなりでき上がってきているなと私はみています。

ただ、子育て支援センターに行けない方々をどうするかという課題がもちろん残っていますね。

(稲垣委員) やはり、子育てをしていると、相談する場所が少ないということは確かにあります。専門的な相談は子育て支援センターであって、子育てサロンは居場所という感じになっています。

(副会長) 子育て支援センターは、子育てサロンと一緒にやっていますよね。

(稲垣委員) そうですね。

(会長) はい、ありがとうございます。

様々なことを挙げましたが、言葉として入れてもらいたいことが一つあります。何をやるにしても、事務所で待っていたって解決しない、「アウトリーチ」という観点が今必要だと思います。

もう、相談支援というのは、待っていても進まない。そういうネットワークから問題が上がってきたとき、こちらから出向いていかないと、掘り下げて、実態がどうなっているか、つかみ得ないです。

この観点について是非どこかに入れていただけないでしょうか。

皆さんから他に御意見等はございますか。

(島村委員) 36、38ページには民生委員と並んで障害福祉相談員がいます。

しかし、61ページの地域福祉コーディネーターの担い手の育成の中には、「障害福祉相談員」という言葉がありません。

私自身は障害福祉相談員について詳しくないのですが、障害福祉相談員について教えていただけないでしょうか。

(福祉総務係長) 障害福祉相談員は、障がい福祉課で担当しております。市内に6人おり、実際に相談業務等を行っているものです。

こちらについては、文言を整理させていただく中で検討させていただきます。

(島村委員) では、現在は、障害福祉相談員は市の職員であるということなのでしょうか。

(福祉総務係長) いえ、違います。

(加藤委員) 各障がい者団体に、1人ずついると思います。

以前は県が担当課でしたが、現在は、障がい福祉課が担当していると思います。

実務としては、市民からの相談について、件数だけを報告しているものですから、具体的にどのような相談を受けたかというのはよく分かりません。

(島村委員) 大勢はいらっしゃらないということですね。

(副会長) 加藤委員がおっしゃいましたのは、それぞれの障がい者団体に設置されている相談員のことだと思います。

それとは別に、障害者総合支援法という法律に基づいて、行政が直接相談を受ける場合もあるし、相談支援事業所に委託をしてやっているということがあって、座間市の場合には、私どもアガペ総合相談支援事業所と、緑の家相談支援事業所と2件が受託しています。障がい者団体の相談員と行政が委託をしている相談支援事業所が2件、そして、障がい福祉課が窓口で受けているものというような形でやられているのではないかと私は思っていますが、答えになりましたか。

(島村委員) 民生委員はもう定数が決まっていますが、こちらはどのぐらいいるのだろうかということですか。

(副会長) 法的な人数の制限は、民生委員の様に、人口何人に対して1人という形ではないです。

(島村委員) わかりました。

(福祉総務係長) 先ほど会長から頂いた御意見についての対応について御説明させていただいてよろしいでしょうか。

こちらについては、持ち帰り検討させていただいて、可能な限り反映させていただきたいと考えています。

(会長) 時間も進んできましたのでここで少し休憩をはさみましょう。

《休憩》

(会長) それでは引き続き審議を行います。

御意見等はございますか。

(鈴木委員) 座間市は、地区社協というのはいくつぐらいあるのでしょうか。例えば、私たちの地域には、地区社協がないのです。

(会長) 地区社協は現在28あります。

(鈴木委員) というところは、まだまだないところがたくさんあるということでしょうか。

(会長) はい。そして、自治会と地区社協のエリアは一致しておらず、一つの地区社協に幾つかの自治会のエリアが重なって入ることがあります。

だから、逆に言うと、どこの自治会にも、どこの社協にも入っていないという空白地域もたくさんあります。

それが今、社協では、空白地域をなくそうということで地区社協を設立するための活動を展開しています。

(鈴木委員) ありがとうございます。

(与那国委員) ちなみに、自治会というの、座間市にどれくらいあるのでしょうか。

(福祉部長) 記憶で申し訳ないですが、たしか190ぐらいだったと思います。そして連合が13。

(福祉長寿課長) 地区社協は28ぐらいなので、空白のところが増えるということだと思います。

(与那国委員) わかりました。ありがとうございます。

(城条委員) グラフには単位を記載しなくてよろしいのでしょうか。あったほうが分かりやすいと思います。

(福祉総務係長) 現在、単位についてもしっかりと記載していく方向で作業を進めています。申し訳ございません。

(城条委員) はい、お願いします。

(会長) 合計特殊出生率、出生数の推移については近づけたほうが良い

のではないのでしょうか。

(福祉総務係長) ありがとうございます。順序については入れかえを含めて検討したいと思います。

(会長) 他に御意見等はございますか。

(与那国委員) 25ページの市内の主な高齢者福祉施設について、地域密着型認知症対応型通所介護の数が0となっていますが、これは今後、増えていく可能性はあるのでしょうか。

(福祉総務係長) 申し訳ありません、現時点で把握しておりませんので、次回お答えさせていただければと思います。

(与那国委員) はい。

(会長) 他に御意見等はございますか。

(副会長) 第4章では、役割分担が、個人の役割、地域の役割、行政の役割と三つになっています。そして、地域の役割の中には団体、事業者、社協、民生委員もここに入ってくるということだったと思います。

ところが、第5章の計画の推進体制では、市民の役割、地域の役割、事業者の役割、社会福祉協議会の役割、行政の役割と分割されています。どちらかに合わせた方が、一貫性が取れるのではないかと思います。

(福祉総務係長) はい。ここは、分割することでそれぞれ明確にできるかなというところがありますが、統合は可能だと思いますので、そうする方向で考えたいと思います。

(副会長) 例えば第4章と合わせて、地域の役割の中に、①、②、③と羅列することでも問題ないかなと思います。

(福祉総務係長) ありがとうございます。そのようにさせていただければと思います。

(副会長) よろしくお願ひします。

(会長) 他に御意見等はございませんか。

(島村委員) 先ほど、グラフの順番についてお話がありましたが、年齢別人口の推移、将来人口の予測、年齢別人口の予測とありますが、年齢別ということであれば、年齢別の人口の推移と年齢別の人口の予測は並んでいる方が良いのではないのでしょうか。

(会長) 推移と予測をくっつけると。なるほどね。はい。

(福祉総務係長) 御指摘ありがとうございます。持ち帰り検討させていただきます。

(会長) 細かいことですが、21ページの年齢別人口の推移と22ページの年齢別人口の予測で同じ平成22年度の数字があつて、人口の割合が異なっています。こちらはどのようなことでしょうか。

(福祉総務係長) 申し訳ありません、詳細については、後日確認させていただきます。

先ほど御質問のありました、25ページの市内の主な高齢者福祉施設について、地域密着型認知症対応型通所介護の今後の予定を担当に確認させていただいたところ、現時点で増える予定等はないとのことです。

(会長) 他に御意見等はございますか。そろそろ出尽くしたように思いますので、ここで終了とさせていただこうと思いますがいかがですか。

〈異議なし〉

(会長) それでは、質疑は以上とさせていただきます。

頂いた御質問や御意見についての検討事項については、検討の上、修正した素案が皆さんの手元に届けられるものと思います。

それでは、「(1) 座間市地域福祉計画第三期の素案について」はこれで終了とさせていただきます。

続いて「(2) その他」ですが、委員の皆さんから何かございますか。

委員から特にはないようです。事務局はいかがでしょう。

(福祉総務係長) 特にございません。

(会長) 何もないようですので、これで議事を終了します。

(事務局) それでは、閉会させていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。